

広島県高等学校体育連盟表彰規定及び細則

| 表彰規定 | 細 則 |
|---|---|
| <p>第1条 広島県高等学校体育連盟細則第 11 条に基づきこの規定を定める。</p> | <p>第1条 本連盟表彰規定第 4 条の規定に基づき、この細則を定める。</p> |
| <p>第2条 表彰は、本連盟加盟校生徒並びに指導者であつて、本県の高等学校におけるスポーツの振興に功績顕著と認められたものについて行う。</p> | <p>第2条 スポーツ賞は、同一の個人・チームに対して当該年度一回を原則とし、毎年度ごとに行うことができる。</p> |
| <p>第3条 表彰は、スポーツ賞並びに功労賞とし、次の各条件に適合するものについて理事会の承認を得て会長がこれを行う。</p> <p>1. スポーツ賞</p> <p>ア. 全国大会において優勝したもの 全国大会とは、(財)全国高等学校体育連盟又は(財)日本体育協会の主催、共催の大会である。</p> <p>イ. 国際大会に出場したもの (財)全国高等学校体育連盟又は(財)日本体育協会及び各種目別統括競技団体から日本代表として推薦されて出場したもの。</p> <p>ウ. 会長が特に功績顕著と認められたもの。</p> <p>2. 功労賞</p> <p>ア. 本県高等学校体育連盟の活動に役員として永年にわたり尽力し、功績顕著と認められるもの</p> <p>イ. 指導者として特にその功績が顕著であったもの</p> <p>ウ. 会長が特に功績顕著と認められたもの。</p> | <p>第3条 功労賞の対象となる役員とは、広島県高等学校体育連盟会長、副会長、監事、理事及び専門部委員とする。</p> <p>第4条 功労賞は、第3条の役員の任を通算して20年以上つとめたものを対象とする。</p> <p>第5条 功労賞の役員の表彰は、表彰者の退職時に行う。</p> <p>第6条 功労賞の対象となる指導者とは、スポーツ賞を受賞した個人・チームの指導に功績があったもので、本連盟加盟校の教職員又は当該校の校長が認められた外部指導者及び会長が適当と認められたもの。</p> <p>第7条 功労賞の指導者の表彰は、本細則第 2 条に準ずる。</p> <p>第8条 功労賞は、上記以外に、スポーツ活動に関する調査研究及び高体連事務局の運営等において顕著な功績があるなど、会長が特に必要と認められたものについて、理事会の議を経て表彰することができる。</p> |
| <p>第4条 本規定における表彰候補者の推薦のための細則は、別に定める</p> | |
| <p>第5条 表彰者には、賞状を贈り栄誉と功績をたたえる。尚、表彰はそれぞれの所属団体長（スポーツ賞は所属学校長、功労賞は所属専門部長又は地区支部長）に依頼して行う。</p> | |
| <p>第6条 本規定は、(財)全国高等学校体育連盟「競技者及び指導者規定」に抵触する競技者及び指導者については、対象から除外する。</p> | |
| <p>第7条 本規定の改廃は理事会の議を経て行う。</p> | |